

令和 2 年 第 7 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和2年7月17日

駒ヶ根市農業委員会総会

- 日時
令和2年7月17日（金） 午後3時00分～
- 会議の場所
駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室
- 出席した委員（19名）

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 塚澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	
- 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（5名）

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸
- 欠席した委員(1名)
24番 宮下 修
- 議事録署名委員
16番 氣賀澤 道雄 17番 小松 由喜一
- 議事日程
議案第39号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第42号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
議案第43号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
議案第44号 農用地利用集積計画の策定について（売買）
議案第45号 現況証明について
報告事項 農地法第4条第1項第8号の規定による転用通知について
- 事務局職員出席者
市長 伊藤 祐三（途中退席）

事務局長	竹村	正宣
次 長	大野	秀悟
主 査	出口	大悟
主 査	井上	幸代

○ 閉会

午後4時32分

午後 3 時 0 0 分 開会

局 長

(竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和 2 年第 7 回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

改選前の最終総会となりますので、伊藤市長より御挨拶を申し上げます。

市 長

(伊藤 祐三君)

皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)

第 22 期の農業委員会の最終総会に当たりまして御挨拶申し上げます。

農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様方におかれましては、改選により本日が現体制での最終総会となります。これまでの 3 年間、また長い方では通算 12 年の長きにわたりまして駒ヶ根市の農業行政の中枢を担っていただき、御尽力を賜りましたことに深く敬意を表します。誠にありがとうございました。

農業委員会の業務は、農業生産の発展及び農業経営の合理化を図り農業者の地位向上に寄与するため、農地法の許可、担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進などを担っていただいております。

駒ヶ根市農業委員会では、平成 30 年 10 月に指針を策定するなどしまして積極的に農地利用の最適化に取り組んでいただきました。令和元年度では、農地法許可件数は 148 件、農地利用集積面積は 166ha、耕作放棄地の利用状況調査も 40ha に及んでおります。また、農地パトロール体制を強化し、中山間地域などの荒廃農地の現況に合わせた非農地化も大きく推進していただきました。これまでの活動に心から感謝を申し上げます。

農業を取り巻く国の情勢は、人口減少や少子高齢化によって担い手不足や遊休荒廃農地の増加、近年激甚化しております自然災害への対応などという厳しい状況に直面しております。国際的な経済連携に対応するためにも、農業の競争力、体質強化は、大きな課題となっております。

駒ヶ根市では、人・農地プランを策定し、新規就農者の確保と農地集積の推進を柱としました施策や農地中間管理機構、日本型直接支払制度等の国の施策との連携を図るとともに、希望の持てる農業をつくり上げるため農商工連携による 6 次産業化の推進や新たな特産物の開発を進めてまいりました。これらの政策をさらに推進させるためには、優良農地の確保が不可欠であります。農地の荒廃化の防止と遊休荒廃農地の再生等におきまして、農業委員会の役割はますます重要となっております。駒ヶ根市が誕生して 66 年、農業行政につきましても、成長基盤を継承しつつ、さらなる発展へと進めるため、今後とも引き続き御支援と御協力を賜りますよう、どうぞよろしく願い申し上げます。

終わりに、本日もちまして任期を終える委員の皆様、長い間、大変お疲れさまでした。農業委員会のますますの御発展とお集まりの皆様の御健勝を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

続きまして、堺澤会長、挨拶をお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

大変お忙しい中、大変御苦労さまです。

いよいよ最終の総会を迎えることになりました。3年間それぞれに御尽力をいただき、ようやくここまで来れたこと、まずもって委員のそれぞれの皆さんに感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

さて、御承知のように、今年に入ってからコロナ、コロナということで、大変な時代を迎えておるわけです。いろんな部分に影響がありまして、農業委員会の関係も、いろんな会議が中止になったり、あるいは書面議決でやるというような事態がずっと続いてきております。そんな中で、駒ヶ根の委員会だけは、毎月、総会を開くことができました。そんな点ではありがたかったなど、そんなふうにも思っております。

さて、また、昨今、集中豪雨等の自然災害で非常に大きな被害が九州以下、全国的に出ております。長野県の中でも、やはり犠牲者もおりまして、被災に遭われた皆さんもおるわけです。そんな方に心よりも見舞いを申し上げたいなど、そんなふうにも思っております。集中豪雨、ずっと梅雨が長くなっていますので、農作物やなんかを見ますと、いろんな情報が入っていきます。どうも本当に状況がよくない。果たしてこれで梅雨が明けた後どうなるのかなど。ただ、水稲だけは1日2日進んでおるようです。そんな点で、中干しはできないにしろ、何とか水稲だけは何とかなるかなど、そんな思いでおるんですが、ほかの作物については非常に影響を受けている、そんなような実態であります。それが、コロナから始まって、こういった自然災害、今の今年の特徴的な状況じゃないかな、そんなふうにも思っておるわけです。

いずれにしても今日をもって最後になりますので、慎重な審議をお願いするとともに、それぞれ、これから皆さんが退任をされても、それぞれの地域の中で、また一市民になって、それぞれの負託に応じていただくようお願いを申し上げて、最後に駒ヶ根市のさらなる発展を祈念申し上げて、簡単でありますけれども会長の御挨拶にさせていただきます。

大変ありがとうございました。

局 長 (竹村 正宣君)
ありがとうございました。
ここで、大変恐縮ですが、市長は他の公務がございますので退席をさせていただきます。
なお、会議が終わり次第、市長を含めた全員での記念撮影を行い、その後、アイパルで市長を交えて懇親会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

[市長 伊藤祐三君 退場]

局 長 (竹村 正宣君)
それでは、引き続きまして会議の前の一言と農業委員会憲章朗読を 12 番 上田佳子委員、お願いします。

1 2 番 (上田 佳子君)
皆様、改めまして、こんにちは。
本日は、今期最後の総会となります。席順が早いと初めの一言も余計に回ってくるんだよねと先輩委員さんからお話を聞いたのも、もう 3 年前、月日のたつのは本当に早いものだと感じます。そして、まさか、そのまさかの大トリを務めることになってしまい、困ったなあと思いながら本日を迎えました。
さて、世界的にも、また国内においてもコロナウイルスの感染が収まる様子はありません。これを契機に地方への移住に目を向ける人が増えているそうです。内閣府の世論調査では、テレワークといった在宅勤務経験者の 4 人に 1 人が移住への関心を高めていることが分かったほか、移住相談会には 20 代 30 代の若い世代がかつてない規模で参加するようになったと報道にありました。
また、1990 年代に提唱された半農半 X という生き方も近年の農への関心の高まりとともに注目されています。
駒ヶ根市は、ほどよい田舎ですので、今後ますます移住地の候補に入ってくることと思います。県内でも積極的に体制づくりをしている市町村があります。地域の風土もありますが、農業委員を担う私たちがどう迎え入れるか、農業をやりたいという人やその気持ちを受け入れる姿勢、持続して定着してもらえよう見守り体制、そういった今まで以上の取組が求められているように感じます。
私自身は来週から 2 期目ということでお世話になりますが、まだまだ、ようやく大枠が見えてきたところです。今期で退任される委員の皆さん、お世話になりました。地域をよく知る先輩委員さんですので、また助け舟をいただくこともあろうかと思えます。今後とも御指導のほどお願いいたします。
それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませさせていただきますので、続いてお願いします。

会 長

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

（堺澤 豊君）

それでは、これより令和2年7月1日付、告示第8号をもって招集した令和2年第7回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

24番 宮下修推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において16番 氣賀澤道雄委員、17番 小松由喜一委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第39号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

（出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更-1で示した場所になります。

北割2区、XXXXXXXXXXの東1筆362㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画は申請地への住宅建築を計画していたが、申請者が地元自治会での役を受けるなど、生活する中で地域とのつながりができ、申請地への転居を断念したというものでございます。承継計画は、借家住まいである承継者が住宅の新築を計画したため住宅用地として転用したいというものでございます。

同日5条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

計画変更-2で示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の東1筆 372 m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画は子どもと同居するための住宅建築を計画していたが、子どもが県外に居住することになり住宅の建築を断念した、承継計画は借家住まいである承継者が住宅の新築を計画したため住宅用地として転用したいというものでございます。

同日5条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

計画変更-3で示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の北2筆 137.65 m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、車庫。

変更理由でございますが、当初計画は申請地への車庫の設置を計画していたが、体の不調により車の運転が困難になり、現在は車も所有していないため車庫の設置を断念した、承継計画は、承継者住宅のプライバシー保護も兼ね植栽し、現在庭として利用しているため、住宅敷地、庭として転用したいというものでございます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (塚澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を順次お願いします。

6 番 (小原 茂幸君)

1番のところですが、地図を見ていただきますと、[REDACTED]、[REDACTED]の東、[REDACTED]の南になります。

御覧のように住宅地になっていますが、黒く指定されたちょうど右側、東側に[REDACTED]さんってあるんですけども、継承者はこの[REDACTED]さんのお子さんということだそうです。

ここは[REDACTED]の[REDACTED]さんが持っていられたんですけども、当初は平成6年、7年ぐらいに取得して建てる予定だったんですが、そのままになっていたということで、地目が田になっております。

もう住宅街の一角でありますので、特に問題はないと思います。

15番 (代田 和美君)

2番ですが、現在、この南側のところを住宅地として申請がありました。ここは非常に住宅地的になってきているので、問題ないと思います。

- 1 番 (小池 慶一君)
3 番です。今、変更理由に記載されているとおりであります、先だって村上農業委員さんと現地を確認しております。
一応、■■■■さんは高齢でもあり、もう現在は免許も返納して車もないということなんで変更していただきたいということでもありますので、特に問題はありません。
- 会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 39 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書 4 ページをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計 4 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 5 ページ左側を御覧ください。
3-1 で表示した場所になります。
中割区、■■■■の西 1 筆 2,184 m²になります。
4 ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては5ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の西1筆242㎡になります。

4ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は以前より耕作している農地であり利便性のよい農地であるため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては6ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の西1筆73㎡になります。

4ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は以前より耕作している農地であり利便性のよい農地であるため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして4件目でございますが、場所につきましては6ページ右側を御覧ください。

3-4で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の西1筆91㎡になります。

4ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は以前より耕作している農地であり利便性のよい農地であるため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上4件について御審議をお願いいたします。

会 長

(堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を1番からお願いします。

21番

(米山 茂寿君)

1番です。内容は事務局のほうから説明のあったとおりです。

これは、前回、場所というか、皆さんで確認に足を運んでいただいて苦勞を

かけたところですが、今回申請があったところは、その見たところの、ここの台帳では田んぼで、現状は畑になっておりますが、行ったときに見た感じ池のほうを今回は申請がありました。

また、皆さんにまた迷惑をかけるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

2 2 番 (北原 実君)

2 番 3 番 4 番は、一連の中で関係しておりますので併せて一緒にお聞きいただきたいと思いますけれども、ここの土地は、実は、昭和 58 年頃、土地改良が ■■■■■ 地区で行われたんですけれども、その事業の後、■■■■■さんのほうの採土事業によって山 1 つを取り除いた場所です。その地形が大きく当初と変更されてきたんですけれども、台帳上の整理の手続がされないまま今まで来たということであります。当時のことが分かる人たちもだんだん高齢になってきたんで、関係する人たちが、この際、後々のことも考えて現状に合わせた形で台帳の整理をしようということで現地測量を全て行って、その後、行政書士さんの力を借りて全ての書類手続を進めております。土地の移動、今回出てきたのは、そのことによって現状の土地が人の土地であったりすることになってくるんで、その分の修正申請ということで農地法 3 条に関わる部分の申請を今回しているということであります。手続上、全てのことについて問題ないというふうに考えております。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 7 番 (小松 由喜一君)

最後のほうの話なんです、黒い四角があるんですが、この辺の白いほうは買われる人の土地なんですか。

2 2 番 (北原 実君)

現在の地形つつうのが直線的な線の地形です。これが現状の形なんです。元の形つつうのは、この部分が、例えば 3-2 の場合ですと、もともと■■■■■さんの土地、昔の形でいくと■■■■■さんの土地になるんです。今回整理をしたところで、この部分は、現在、■■■■■さんが耕作している畑の一部なんです。ですから、ここは現在耕作している■■■■■さんの土地にしようというふうな内容です。

その次のやつも同じで、3-3 ですから、■■■■■さんから■■■■■さん、ここの四角全体、3-3 で言いますと、四角全体が、もう■■■■■さんが今は耕作してる土

地なんです。そこに■■■■さんの旧の土地がぽつんと存在するんで、これは■■■■さんのほうに移しましょうというようなことで整理した内容になります。

会 長 (堺澤 豊君)
事務局、特別説明があれば。ない？

主 査 (出口 大悟君)
はい。

会 長 (堺澤 豊君)
小松委員、よろしいですか。

17番 (小松 由喜一君)
いいです。

会 長 (堺澤 豊君)
これ、2番3番4番っていうのは地続きの土地なのかな？2番3番4番っていうのは地続きになるのかな？

主 査 (出口 大悟君)
はい。そうです。地続きなんですけれども、一帯の利用が東西で分かれています、3番と4番については■■■さんが既に一体的に自身の耕作する農地として利用しているところでして、3-3と3-4です。3-2は、黒く塗り潰されている農地の周辺を■■■■さんが既に耕作されておりまして、■■■■さんが耕作されていた農地の中に■■■■さんの名義の農地が含まれてしまったので、そこを実際の利用者に合わせて■■■■さんに名義を移したいというような申請になります。地続きになっております。

会 長 (堺澤 豊君)
耕作している実態に合わせてやるんだね。それはいいけれども、多分あれですよね、3人で話はきちんとできているわけだよね。

主 査 (出口 大悟君)
はい。土地家屋調査士さんですとか行政書士の方が間に入っておられまして、そういった方々を中心に3者の中ではもう合意がなされていて、もう申請以前は公図と現地の状況が全く合っていなかったような状況でして、それを土地家屋調査士さんが間に入って現地の状況に合わせて分筆したりですとか、そういったところの取った後での申請ですので、今回の関係者の方々は皆さん合意されていて、分筆等もした上で申請を出されてきているような形になります。

会 長 (堺澤 豊君)
いいかな？もう1点。
これ、この3件、売買価格が多少違うんだけれども、それはみんな合意され

ているっていう、そういうことですね。

22番 (北原 実君)

これについて3人の中で、現在使っている場所とか、このほかにも関連も含めてありますけれども、そういうのを全部複合して、ここはお互いに、もう金がある意味じゃ動かないレベルで調整するというふうにお伺いしています。それで、もう3人とも合意がされていると。その元つつうのは、もう既に新しい土地が現状として存在しているんで、今さら売買も何もないような実態なんですね。ですから、双方、もう、そういった面で負担のない形でやりましょうというので覚悟して設定されているというふうの説明を受けております。

会長 (堺澤 豊君)

金のやり取りをしねえから、現状で金を動かさなんで売買するから、面積に応じて単価が違ってくる、そういう判断でいいんですか。

22番 (北原 実君)

その価値つつうのはなかなか難しいところがあって、今、■■■■さんのところだけ、ここが宅地の隣なんですよね。そこだからちょっと農地としてはあれだということで、土手みたいなところですけど、行ってみると斜めの。この話の中では、土手だけ買ったつつう人もつつうか、譲り受けたという人もおられます。何も作ることもなく、土手の管理だけを、整理した関係上受け継ぐという方もおられます。

いずれにしても、■■■■行政書士さんを含めて区画的な調整、3者を含めてやられているというふう聞いておりますので。

会長 (堺澤 豊君)

ほかに質問、意見。

11番 (西村 功君)

1番ですけど、ちょっと時間が経過しているものですから、前回課題になったことと、また今回までの経過、それで今回課題がクリアされているのかどうか、そこら辺、ちょっと思い起こしたいんで、お願いしたいと思います。

主査 (出口 大悟君)

前は、今回の申請地の北側の農地について、今回と同様に■■■■さんから申請がありまして、前回の結論としましては条件をつけて許可をすべきではないかということで、3条の許可証を出す際に条件をつけさせていただきました。その条件としましては、農地部分については、これ以上手を加えないといえますか、通常の農地として管理するようになさってくださいですか、もう一つの条件としては農地以外の利用をしないようになさってくださいということで条件をつけて許可を出しております。

今回につきましては、前回許可になった農地のブルーベリーが植わっている

部分については、現地確認しますと、以前のおり最低限の管理がされておりましたので、今回の農地につきましても必要があれば条件等をつけて今後も地元の農業委員さんの御協力をいただきながら経過を追っていく、そういったような条件をつけての許可になるのかなと思われま。

1 1 番 (西村 功君)

あれでしたっけ？前回こちらは出ていなかったでしたっけ？取下げになったような記憶があるけど。

主 査 (出口 大悟君)

前回、西村委員さんがおっしゃるように、今回の申請地と、その北側のブルーベリーの植わっている農地と、当初は2つ申請が出ておりました。

今回の申請地につきましては、確認しましたところ、まだ双方でのやり取りの中で完全に合意がなされていませんでしたので、それについては一旦取下げという形にさせていただいて、今回申請が出てきましたのは、双方でもう完全に条件等で合意して、農地法3条の許可基準を満たしたと判断したので受け付けて、今回こちらの議案に載せさせていただきました。

ですので、前回の段階では、まだ申請の中で解決すべき問題がありましたので取下げとなりましたが、今回は、そういった問題を解決したので受け付けたというような形になります。

会 長 (堺澤 豊君)

西村委員。

1 1 番 (西村 功君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)

北原委員。

2 2 番 (北原 実君)

■■■■さんって、前回、中沢区の■■■■の住所だったと思うんですね、隣のときの申請はね。今回、中割区■■■■ということで、住所変更されてということだと思っんですけども、その辺の経過、ちょっと何か分かったら教えていただきたいです。

主 査 (出口 大悟君)

すみません。お配りさせていただいた地図が古いもので、本来であればこちらに事務局のほうで載せないといけなかったんですけども、今回の申請地のすぐ北側に■■■■さんの住宅がございまして、ちょうど今回の申請地のすぐ北側に御自宅がございまして。ですので、今回の申請地も、前回の申請地についても、比較的容易に常時管理できるというところで確認しております。

会 長 (堺澤 豊君)

22番 北原委員、よろしいですか。
(北原 実君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。

6番 (小原 茂幸君)
参考になんですが、この場所、皆さんで見ていただいたっていうか、見た、ミズバショウが植わっていますね。畦畔が石垣っていうかで囲ってあって、観光農園そのものなんですけど、その地目のところ、台帳は田、現況は畑っていうことになっているんですが、ここら辺っていうのはどういうことか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

主査 (出口 大悟君)
台帳のほうは以前より田ということで、問題ないかと思うんですが、現況のほうは、これ、申請者のほうが畑ということで申請されてきたので、今回は畑としたんですが、実際は畑ではないのかなと思われるので、そうですね、本来であれば現況の欄も畑ではなくて田にしておいたほうが正しかったのかなと思います。

会長 (堺澤 豊君)
小原委員、よろしいですか。

6番 (小原 茂幸君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。
1番については、以前からいろいろ問題があった土地なんであれですけど、所有権の移転なんで、農地の、これはこれでいいのかなっていうふうに思いますけど。あと、いろいろ条件をつけるようなら、また後日検討して本人に通知をしたほうがいい、そんなふうに思います。■■■■さん自体が、すぐいろいろやっちゃった後に作ったりする人なんで、そこら辺はちょっと考えておく必要はあるのかなと思います。
ほかに。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第40号について原案どおり可決すること御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)

主 査

御異議なしと認めます。よって、農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

そうしましたら議案書7ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計6件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては8ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割2区、XXXXXXXXXXの東1筆 362㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり住宅の新築を計画したことから当地を取得したい、譲渡人は住宅を新築するという当初の計画が実行できなくなったことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成6年7月27日、農振除外が認可となりまして、農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続いて2件目でございますが、場所につきましては8ページの右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXXの北西1筆 465㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり実家の隣接地への住宅の新築を計画したことから当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となりまして、農地区分につきましては2種、消極的2種、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては9ページの左側を御

覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXの東1筆 218 m²になります。

南側斜線部分の雑種地と一体的な計画となり、敷地面積は計 410 m²となります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり住宅の新築を計画したことから当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準工業地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続いて4件目でございますが、場所につきましては9ページの右側を御覧ください。

5-4 で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの北1筆 26 m²になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は申請地東側に住宅建築を予定しているが、間口が狭いため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続いて5件目でございますが、場所につきましては10ページの左側を御覧ください。

5-5 で表示した場所になります。

上穂町区、XXXXXXXXXXの北西1筆 746 m²になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地分譲。

理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでいるが、申請地は住宅建築に適した場所であると考え分譲地として販売するため当地を取得したい、譲渡人は年長的に耕作が困難になり譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続いて6件目でございますが、場所につきましては10ページの右側を御覧

ください。

5-6 で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の東1筆 372 m²になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり住宅の新築を計画したことから当地を取得したい、譲渡人は住宅を新築するという当初の計画が実行できなくなったことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上6件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を1番からお願いします。

6 番 (小原 茂幸君)

1番は、先ほどの議案第39号、一番最初の所と同じであります。ということで、もう宅地造成された部分であり、両親の近い所に土地を買って家を建てたいということで、特に問題はないと思います。

11番 (西村 功君)

5-2ですけれども、図面を見ていただいて、その右隣の[REDACTED]、それから、その上に司法書士[REDACTED]事務所っておりますが、会社ってというような表記をされてはいますが、[REDACTED]さんの子どもさんが同じように司法書士を親子でやるということになっております。それで、自宅、実家の西側に自分のうちを今度新築するという内容で、周辺は御覧のように住宅地ですので、問題はないと思います。

それから、隣接する農地、西側の農地は、譲渡人、売る方の土地ですので、それも問題ないと思います。

以上です。

20番 (土屋 澄一君)

3番でございますが、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの双方で売買するということでございまして、問題はないと思います。

15番 (代田 和美君)

4番ですが、この印をされた土地の東側が住宅地として前回申請が出て許可になっているんですが、土地が狭いということで、もう少しってあれで決まりましたので、問題ないと思います。

13番 (宮澤 辰夫君)

5番ですけれども、この土地は住宅地域の中の畑でもって管理しておったわけですけれども、いよいよ年齢が高くなってきて面倒を見切れなくなってきたなあと見ておいたら、不動産屋さんを買ってもらって住宅を建てるということなので、いいかなという判断をしております。

以上です。

15番 (代田 和美君)

6番は、先ほども議題に出た所ですので、特別問題ないと思います。

会長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

事務局にちょっと1点聞きたいんだけど、3番の図面の黒塗りは分かるけど、斜線の部分は何か意味があるんですか。

主査 (出口 大悟君)

斜線部分が雑種地にして、こちらのほうの雑種地と今回の申請部分を合わせて一体の住宅敷地となるということです。斜線部分が192㎡にして、敷地面積が合計410㎡となっております。

会長 (堺澤 豊君)

ほかにございませんか。

もう一点お願いします。

1番の件で、先ほど小原委員より説明があったんですが、農振除外を平成6年にしてあるということで、平成6年ですから今から25年ぐらい前になるんです。この間、25年間ほったらかしてあった、計画の転用申請が出ていなかったからそのままになっていたと。こういう農地が駒ヶ根の中にも多々あると思うんですね。これも、そこら辺のあれは、きちんと指導すべきところは指導していかないと、20年も前に農振除外をかけてそのままほったらかしだっているのは、これはまともな話じゃないんで、そこら辺は事務局的に考えてどうですか。

主査 (出口 大悟君)

今は、農振除外の申請の際に農地転用の確約書というものをもらってまして、原則は1年以内に農地転用の申請を出すこととなっております。その確約書の中で、特別考慮すべき事情がなく1年以上経過している場合は、場合によっては農振地域に編入しますということも確約書のほうで提出していただいておりますので、会長がおっしゃるように、農振除外して長年放置されているものについては、周囲の状況によっては農振地域への再編入というような手続も取っていく必要があると考えております。

今回の件につきましては、すみません、説明不足で言っていなかったんです

が、これ、転用の計画変更にも出ていたものになりまして、農振除外をしてすぐに農地転用をして許可を受けていた所になります。ですので、今回の所は問題なかったかとは思いますが、そういうような農振除外されて転用の申請が出ていない所が多々あると思いますので、確約書も取っていることから、場合によっては農振地域への再編入というような手続を取っていきたいと思います。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 41 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、
議案第 42 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
主 査 (井上 幸代君)
議案書 11 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）について御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 2 年 7 月 31 日でございます。
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 1,281 m²、畑が 4,406 m²、合計で 5,688 m²でございます。

貸手が 2、借手が 2 です。
2 番 3 番の表についてはお目通しいただき、12 ページ 13 ページに個別の詳細が載っておりますので御確認をお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)
詳細については 12 ページ 13 ページに載っていますので、該当する地区の委員さん、確認をお願いします。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 42 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 43 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)

議案書 14 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 2 年 7 月 31 日でございます。

期間の終期でございますが、10 年が 2 筆 2,476 m²でございます。

貸手が 1、借手が農業開発公社のため 1 となります。

15 ページが利用権設定する各筆の明細となっております。1 名の土地所有者が長野県農業開発公社に 2 筆を貸し付けるということになっています。

権利の種類につきましては御覧ください。

以上につきまして御審議をお願いしまして、審議、決議の対象ではございませんが、長野県開発公社が権利設定後、16 ページにあります利用配分計画にある担い手に記載の内容で貸付予定でございますので、確認をお願いします。

以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

これ、ちょっと確認しますが、この利用権の設定をする[]さんは住所が[]村だから、土地は管理していたけどやり切れねえから、今度、[]のほうに委託をしてやるっていう、そういう解釈でいいですか。

主 査 (井上 幸代君)

そういうふうだと思います。詳細については、ちょっと中間管理事業なので、もう少し見てきます。

会 長 (堺澤 豊君)

- 小池委員、何か聞いています？
- 1 番 (小池 慶一君)
実は私も [REDACTED] の役員でありまして、東伊那でゴマを何か所か作っておるんですが、連作がきかないっていう話があって、そのときに同じ理事の火山の方が、 [REDACTED] さんの農地があって、荒れないうちに何とか、荒廃にあんまりならないうちに使ってほしいという依頼もあって、このような形になっております。
- 会 長 (堺澤 豊君)
ほかに質問、御意見ございますか。
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)
ゴマつつうものは連作がきかんのだけど、これだけの面積を取りあえず2年3年ですか、その後はどういうふうに扱いをするんだい。
- 1 番 (小池 慶一君)
一応、予定としてはゴマの栽培を3年くらいは作っていきたいという計画であります。その後は、麦を作っていくような計画になっておると思います。
- 会 長 (堺澤 豊君)
宮澤委員、いいですか。
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)
はい。いいです。
- 会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第43号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第43号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第44号 農用地利用集積計画の策定について(売買)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 次 長 (大野 秀悟君)
それでは議案書17ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせてい

たきます。

なお、7月7日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告いたします。

それでは、農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和2年7月31日付で、田んぼが3,752㎡、合計で3,752㎡であります。

売手が1、買手が1でございます。

18ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

農業開発公社が■■■■さんから買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期は、それぞれ令和2年8月20日ということで、対価につきましては453万6,000円でございます。

取得後の利用目的につきましては、水田の予定でございます。

売買対象地につきましては、19ページの議案第44号で表示した場所になりますけれども、こちらは■■■■の東ということになります。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (塚澤 豊君)

先日、農地あっせん審査会が開かれておりますので、審査会の土屋会長から補足説明をお願いします。

20番 (土屋 澄一君)

ただいま説明のあったとおりでございます。7日の日に農地あっせん委員会が開催されまして、地元の代田委員さんと一緒に協議しました。それで、今御説明のあったとおり、対価の支払時期とか、その辺は予定どおり進行していくというようなことでございます。

会 長 (塚澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

15番 (代田 和美君)

この■■■■さんですが、もう高齢となっております。また、後継者の方は障がいがあったりするので、やむを得ないという事情で売り渡されたと思いません。

会 長 (塚澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

16番 (氣賀澤 道雄君)

所有権の移転を受ける者が公益財団法人になっておるんですが、利用目的が水田とありますけれども、利用する人は公益財団法人が水田をするという理解でよろしいんですか。それとも違う方が耕作されるんですか。

- 次 長 (大野 秀悟君)
こちら、中間管理事業の売買を利用するものでございまして、こちら、まず農業開発公社に名義を移しまして、2～3 カ月後に第三者の方に売り渡すというものでございます。なので、一応、名義は農業開発公社に移しまして、次に買う方が水田として利用する予定であるということでございます。
以上でございます。
- 16番 (氣賀澤 道雄君)
すみません、理解不足なら教えていただきたいんですが、いわゆる、先ほど質問したように、利用する人も、調印するところには利用する人も同席するもんですから、その人の名前も出るという理解でいたんですが、実際の場合はこういう表記で報告がされるということによろしいでしょうか。
- 次 長 (大野 秀悟君)
こちらは、実際、事業としましては、取りあえず、まず農業開発公社に移しまして、農業開発公社が担い手の方を見つける、2～3 カ月の間に見つけると、そこで売買が行われるという手続の流れになっております。今の段階では公社に移す、名義を移すまでという手続の流れで、今回に関しましては農業開発公社に名義が移るという内容になっております。
以上です。
- 17番 (小松 由喜一君)
流れとしては、現状では買う人が作っているとかっていうのが多いんですけど、今の現状はどうなっているんですか。
- 会 長 (堺澤 豊君)
事務局。現状がどうなっているか、この農地の。
- 次 長 (大野 秀悟君)
また確認して御報告いたします。
- 会 長 (堺澤 豊君)
審査会の土屋会長、この農地は見てあります？
- 20番 (土屋 澄一君)
これ、現地確認ということでしたけど、大雨で現地確認はしないということで、事務局だとか、そちらのほうでもう見てあって、雨で現地確認をしないということで、見てはいないです。
- 会 長 (堺澤 豊君)
地元の代田委員。
- 15番 (代田 和美君)
私は近くなもんで、一応現地確認して、今、田んぼが作られております。

会 長 (堺澤 豊君)
今、田んぼは耕作されているということです。
小松委員、よろしいですか。

17番 (小松 由喜一君)
はい。分かりました。なんで、そこら辺が分かっておれば氣賀澤さんもああいう質問はしないと思うんだよ。

会 長 (堺澤 豊君)
氣賀澤委員、よろしいですか。
中間管理事業の中で売買もあるし、貸し借りもあるんですよ、確かにね。貸借の場合には、これは農業開発公社へ預けて2年くらい借主が見つからないと戻されるんです。売買の場合は、通常は、やっぱり買主ときちんと話ができていて農業開発公社を通してやると税務上の優遇措置があるんで、それでできるんですが、こういう買主のない場合もあるっていう、そういう理解です。それは、条件によって、条件のいい所ならそういうこともあるけれども。
ほかに。——よろしいですか。

22番 (北原 実君)
今の説明の中で私がちょっと疑問に思った部分は、農業開発公社が買いますよね。2~3年のうちに使うから売るということは、農業開発公社が耕作する能力を持っているという、まずは前提ですよ。もし耕作機械を持っていないとすると、公社は誰かに再委託するか、どうするか、放棄地になっていくのか。公社そのものは農業事業をやっていないわけですよ。そうすると、こういうタイムラグが出たときの状態っていうのを想定すると、2つしかない。公社が誰かに金を払ってやってもらうか、耕作放棄をしてそのままほっておくかしかないと思うんですよ。だから、そういう状態をどういうふうにかかっているのが1つと、それから、もう一つは、今、公社が450万円でこれを買ったつうわけですよ。この次に売買する相手は決まっていないわけですから、それより高くなるか安くなるか分かんないですけども、もし、これを高く売ったとすると、農業開発公社っていうものは不動産事業をやるような形になっちゃうんだね。400万円で買いました、次に売るときは買手のニーズに応じてやる、その辺のところの考え方っていうのはどういうふうになるのか、ちょっと教えてもらいたいんですけど。

次 長 (大野 秀悟君)
すみません。売買が成立するまでの期間、公社に名義が移った後の期間っていうのは、耕作をする方と貸借の契約をして、そこは公社が借手の人にやってもらうっていう手続は取っているということです。
2つ目の対価についてですけども、土地の対価に対して上乘せする部分つ

ていうのは、土地の価格としては変わらなくて、上乘せするっていうのは手数料等のみを加えて次の方に売るという形になります。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

北原委員、よろしいですか。

2 2 番 (北原 実君)

分かったような分からんようなけど……。

1 7 番 (小松 由喜一君)

昔は、公社が土地を買って誰か買う人を探してやっていたわけ。そうすると、公社がぼんぼん買っちゃうと、そこがもう塩漬けになっちゃって困っちゃっているっていうことがあって、今は、売りたい人があって、買う人が出たら、そこで調整をする、今はそういうやり方になっているんだよ。だから、今回の場合も、もう買う人は決まっているわけ、ただ言わないだけで。だから、公社は手数料だけもらって、あと売買をしておるわけ。だから、不動産屋さんのようにお金をもうけるっていうことはない。だから、僅かな手数料で。まだ全然やったことないですか、そういうのを。やられた人はみんな分かっていると思うんだけど、そういうふうやって、公社も塩漬けにならないようにやっているんで、俺もあっせん会長をやったんで、そこら辺を調整したことあるんだけど、必ず公社は買手ができたらこの人から買って、併せて売る、そう形になったんで、今回も、もう相手の人が買う、売る人が決まっておって、公社がどえれ一もうけて売るっちゅうわけじゃなくて、手数料だけ頂いてっていう形を今は取っていることになっています。

会 長 (堺澤 豊君)

よろしいですか。

2 2 番 (北原 実君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)

ちょっと1つ事務局に伺うけど、これ、例えば公社を通して、中間管理事業を通して売買して、農地を買った方が、これ、図面からいくと周辺が住宅地の中の農地なんだよね、将来、それは転用をかけようと思えばかかる可能性は十分あるんで、そのときに、いわゆる中間管理事業を通して購入した土地については、何年間はそのような転用ができないとか、そういう規定っていうのはあるんですか。

次 長 (大野 秀悟君)

取りあえず10年は転用等ができないという話は聞いております。

以上です。

- 会 長 (堺澤 豊君)
例えば、10年たてば宅地で売れるよという……。
- 8 番 (村上 英登君)
私もこれで買ったことあるもので、多分、たしかあのとときに5年で見直しをする、ほいで10年でまた見直しをするっていうことで、それから15年っていうのは聞いたことないもので、10年たてば、会長が言ったように転用だとか、そういうのができる可能性はあると思います。だけど、10年までは多分転用できないということだったです。
- 会 長 (堺澤 豊君)
よく一般の売買で、昔から農地買ったときには3年3作は転用が駄目だよっていう話をずっとしてきています。開発公社を通してしているわけだから、中間管理事業を通してしているわけだから、もう少し長い年月の規制はかかるはずだと。かからなければ、それは買って5年ばかすれば、3年ぐらいすりゃ売れるっていう話になっちゃうんで、それはまずいだろうということになります。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
ちょっと質問ですけど、通常の、公社、公的な機関が入るんじゃなくて、農業者同士で買ったり、そういった場合のあれは、よく言われている3年3作とか何とかいう、それは法律的に認められているの？
- 会 長 (堺澤 豊君)
法律上、事務局、あとで説明して。法律上じゃないんです。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
法律上で何かがあるのかなあと、申合せとか。
- 会 長 (堺澤 豊君)
倫理上。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
道義的な問題かね？
- 会 長 (堺澤 豊君)
3年3作しないと昔からいけない。
- 13番 (宮澤 辰夫君)
道義的なものだと思うけどね。
- 17番 (小松 由喜一君)
申合せ上……
- 会 長 (堺澤 豊君)
申合せね。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
申合せみたいなもんかい？

会 長 (堺澤 豊君)
うん。規制はないです。事務局、それでいいわけですよ。

7 番 (齊藤 庄一君)
そこら辺も何かおかしいっちゃおかしいなあ。

次 長 (大野 秀悟君)
そうですね。今まで3年3作って言われているのは、県から通知が来ていまして存在はしていましたが、今その文言については取り消すってということで話が来ております。3年3作を守らなかったらどうかっていう話はないので、お願い程度には残っておるんですが、じゃあ3作していないから駄目だよとは言えないというのが現状でございます。

会 長 (堺澤 豊君)
齊藤委員、よろしいですか。

7 番 (齊藤 庄一君)
うん。何か……。うん、何とも、よく分からんけど……。

22番 (北原 実君)
ちょっと今後の中で、農業開発公社を利用して売買するっつう方法のメリットって、もともと3条を使って土地の売買っつうのはできるわけですよ、個人の農地の売買っつうのは。それを選ぶか、公社の事業を選んで、そこに手数料払って売買すると、既に売手とかが決まっている状態の中で、これをどういうふうを活用していったらいいのかなあと、もしくは活用するメリットっつうのはどういうふうに捉まえたらいいかっつうのを、ちょっと分かる範囲で教えていただければと思うんですけど。

会 長 (堺澤 豊君)
小松委員、理解しているところを……。

17番 (小松 由喜一君)
開発公社を使うっていうことは、不動産屋を通して買うと、取得税から登記上から、いろいろ全部取られると何十万円っつうものを払わにゃいけなくなるんだよ。だけど、開発公社を通すと、登記は市でやって、だから、税金対象とか、そういうのは、確定申告は出さにゃけど、ほとんど手数料だけで売買ができるんです。だから、認定農業者とか、そういう農業者が買うんなら開発公社を通して買ったほうが得ですよってことです。だから、もう普通の不動産業者でやりゃ何十万円とか、ものすごいお金がかかるわけね、登記料とか、そういうものに。だから、そういうことを開発公社とか市が肩代わりしてくれるから、やるには農業開発公社を通したほうがいいですよっつうことです。

会 長 (堺澤 豊君)
北原委員、いいですか。

22番 (北原 実君)
はい。大変よく分かりました。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 44 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 45 号 現況証明について
を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

主査 (出口 大悟君)
それでは議案書 20 ページをお開きください。
現況証明について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計 3 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 21 ページ左側、現況証明
-1 で表示した場所になります。
地区につきましては町 1 区、XXXXXXXXXXの西 1 筆 49 m²になります。
20 ページにお戻りください。
施設等ですが、宅地敷地ということで申請が出ております。
経過説明でございますが、昭和 35 年以前から宅地敷地、主に消防団の屯所、
車庫や詰所として利用していたようでありまして、提出された航空写真、また
地元の元自治会長からの報告書などにより確認できたほか、地元農業委員、事
務局で現地確認しております。
続いて 2 件目でございますが、場所につきましては 21 ページの右側、現況
証明-2 で表示した場所になります。
斜線の箇所が申請部分であり、塗り潰した箇所が申請地内にある建物の位置
になります。
地区につきましては中沢区、XXXXXXXXXXの北 1 筆 489 m²になります。
20 ページにお戻りください。
施設等ですが、宅地敷地ということで申請が出ております。

経過説明でございますが、昭和47年以前から宅地敷地として使用しており、提出された登記事項証明書、建物図面、土地家屋課税台帳等により昭和47年に当地へ住宅を新築していることが確認できたほか、地元農業委員、事務局で現地確認しております。

続いて3件目でございますが、場所につきましては22ページ左側を御覧ください。

現況証明-3で表示した場所になります。

先ほどの2件目の申請地のすぐ北側になります。

地区につきましては中沢区、■■■■の北1筆3.3㎡になります。

20ページにお戻りください。

施設等ですが、宅地敷地ということで申請が出ております。

経過説明でございますが、昭和47年以前から宅地敷地として使用しており、提出された建物図面により昭和47年に当地へ住宅を新築していることが確認できたほか、地元農業委員、事務局で現地確認しております。

以上3件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。1番から。

15番 (代田 和美君)

1番です。ここは■■■■の西側の所で、前は屯所とか火の見やぐらが建っていたことを証明してほしいということでしたので、あったことは分かっていたので証明しました。

5番 (田村 進君)

2番3番は同一敷地でありますので、併せて説明します。

■■■■さん、この方は、ここを購入したと、以前の方がここで工場を始めて、もう40年代前半に工場を始めて、工場を建てて、その後に住宅を建てたということで、ここに経過説明がありますとおり、問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

11番 (西村 功君)

2番と3番の関係ですけど、所有者が違うんですが、3番の■■■■さんは、あれですかね、■■■■さんの住宅が建っている一部の所有者で、今後整理をするとか、それはよっこな話ですけど……

5番 (田村 進君)

ここに■■■■さんの土地があったということ、もう本人もあまり知らなかったというのが現状になっています。今、こういうあれが出てきたんで、測

量から何からして、ほとんど同一敷地になっておりますので、今へえ、この 3.3 m²が。塀で囲まれてなっちゃっているんで、問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)
西村委員、よろしいですか。

1 1 番 (西村 功君)
はい。

■■■■さんの立場でいけば、この際、整理したほうがいいかなあという思いがあるのかなと思ったので聞きました。

会 長 (堺澤 豊君)
それはね、あるんだ。これ 3.3 m²ですけど、以前、私の案件の中に 0.6 m²つていうのがあったと思います。昔のあれだから、残っているあれがあるから、そういう考え方……。

よろしいですか。
1 1 番 (西村 功君)
はい。分かりました。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 45 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 45 号 現況証明については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、報告事項に入ります。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
そうしましたら 23 ページを御覧ください。
農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について御報告いたします。
場所につきましては 24 ページ左側を御覧ください。
報告事項-1 で表示した場所になります。
中沢区、■■■■の南西 1 筆 640 m²のうち 31.35 m²になります。
23 ページにお戻りください。
届出目的は農業用倉庫が 1 棟。建築面積は 31.35 m²となります。

届出理由につきましては、農機具の保管を目的として当地に農業用倉庫を設置したいというものでございます。

以上1件について御報告いたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんで何か補足説明があればお願いします。

9 番 (下島 琢郎君)

特にありません。

会 長 (堺澤 豊君)

この件について質問があればお出してください。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

報告事項ですんで、説明のとおり御承知おきください。

以上をもちまして総会に付議された議題について全て審議が終了しました。

これにて令和2年第7回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

今期、大変御苦労さまでした。

ありがとうございました。

午後4時32分 閉会